

令和 5 年度各区地域包括支援センター運営協議会
の実施状況等について

〔公開資料〕

令和 5 年度 第 4 回大阪市地域包括支援センター運営協議会

令和6年3月15日

大阪市福祉局 高齢者施策部地域包括ケア推進課

【報告 3－資料①】

令和5年度 各区地域包括支援センター運営協議会 実施状況

〔開催内容〕

第1回：・前年度事業報告・今年度事業計画について

第2回：・地域包括支援センター・総合相談窓口（ブランチ）の評価（前年度4月～3月分）等について

第3回：・ネットワーク構築に向けた取組み報告・検討等について（第2回または第4回との一括開催可）

第4回：・地域ケア会議から見てきた課題のまとめと今後の取組みについて

区	第1回	開催方法	第2回	開催方法	第3回 (臨時開催含む)	開催方法	第4回	開催方法
北区	5月23日(火)	集合	7月18日(火)	集合	11月22日(水) 臨時開催	書面	2月27日(火)	集合
都島区	5月26日(金)	集合	7月19日(水)	集合			2月21日(水)	集合
福島区	6月5日(月)	集合	7月10日(月)	集合			2月26日(月)	集合
此花区	5月11日(木)	集合	7月14日(金)	集合			3月7日(木)	集合
中央区	5月17日(水)	集合	7月20日(木)	集合	11月6日(月)	集合	2月28日(水)	集合
西区	5月11日(木)	集合	7月13日(木)	集合			2月29日(木)	集合
港区	5月22日(月)	集合	7月14日(金)	集合			2月7日(水)	集合
大正区	6月1日(木)	集合	7月27日(木)	集合			2月29日(木)	集合
天王寺区	5月15日(月)	集合	7月10日(月)	集合			2月19日(月)	集合
浪速区	5月25日(木)	集合	7月20日(木)	集合			2月21日(水)	集合
西淀川区	6月8日(木)	集合	7月27日(木)	集合			2月22日(木)	集合
淀川区	5月24日(水)	集合	7月26日(水)	集合			2月21日(水)	集合
東淀川区	5月29日(月)	集合	7月31日(月)	集合			2月26日(月)	集合
東成区	5月30日(火)	集合	7月25日(火)	集合			2月8日(木)	集合
生野区	5月26日(金)	集合	7月21日(金)	集合			2月16日(金)	集合
旭区	5月24日(水)	集合	7月26日(水)	集合	7月18日(火) 臨時開催	書面	3月4日(月)	集合
城東区	5月31日(水)	集合	7月12日(水)	集合	1月26日(金) 臨時開催	集合	3月6日(水)	集合
鶴見区	5月30日(火)	集合	7月10日(月)	集合			2月19日(月)	集合
阿倍野区	5月19日(金)	集合	7月10日(月)	集合			2月29日(木)	集合
住之江区	5月25日(木)	集合	7月20日(木)	集合	12月12日(火) 臨時開催	書面	2月15日(木)	集合
住吉区	5月18日(木)	集合	7月14日(金)	集合			2月22日(木)	集合
東住吉区	5月29日(月)	集合	7月24日(月)	集合			3月4日(月)	集合
平野区	5月31日(水)	集合	7月26日(水)	集合			3月6日(水)	集合
西成区	5月15日(月)	集合	7月10日(月)	集合			2月5日(月)	集合

各区「地域ケア会議から見えてきた課題(区域の課題)」への対応状況

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の実施内容	
		区単位で取り組むべき課題	取り組むべき方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む具体的内容（案）
北 区	1	【認知症・虐待ケースへの支援】 ・子が精神疾患で、制度の狭間や支援拒否のため、世帯全体としての課題解決に至らない。 ・地域から孤立し共依存関係の世帯の、ケース発見及び介入が困難。 ・生活困窮、老老介護、認知介護、内縁関係等に対する家族支援。	・認知症や虐待の理解や相談窓口について、広報等で幅広い世代への普及啓発。 ・成年後見制度の利用促進、権利擁護に関する啓発、市長申し立ての円滑な対応。 ・地域包括支援センターとの連携・後方支援。	・高齢者福祉月間である9月の区の広報にて、一面には認知症カフェの特集を、中面には認知症についての相談窓口としてオレンジチームや地域包括支援センターの周知、虐待の身近なサインや通報窓口を掲載した。 ・区役所1階の待合ロビーでのデジタルサイネージにて、虐待防止啓発と相談窓口の動画を流し周知を行った。 ・成年後見市長申し立てに関し、所内で円滑な事務が行えるよう、管理体制を整備した。 ・地域ケア会議に参加し、虐待事例や処遇困難事例の支援方針の共有や、成年後見申し立てや措置に関する助言を行った。 ・包括、強化型包括と共に、認知症・虐待防止に関する専門職（医療従事者・介護事業所・民生委員等）向けの事例検討会を実施。区民向けには、認知症高齢者の家族支援についての講演会を実施した。	・区の広報や待合ロビーのサイネージ等を利用し、幅広い世代へ向けた認知症や虐待防止の啓発、相談窓口の周知を行う。 ・成年後見制度の利用促進、権利擁護に関する啓発、市長申し立ての円滑な対応を行う。 ・地域包括支援センターと連携し、認知症や虐待防止に関する研修の実施や、地域ケア会議などの後方支援を行う。
	2	【複合的な課題を抱える世帯への支援】 ・認知症高齢者の潜在化。（早期発見・早期支援が難しい） ・退院支援時のサービス拒否の対応。 ・身寄りのないひとり暮らし高齢者の金銭管理・契約困難事例への対応。 ・経済的虐待を受けながらも共依存的な関係性のため、虐待解消が難しいケースが増加。 ・支援者間での虐待対応における認識の共通化。	・総合的な相談支援体制の充実事業「つながる場」の周知・活用促進。 ・区役所内関係部署との連携・調整。 ・区の広報や待合ロビーのサイネージ等で、高齢者の相談窓口の周知を行う。	・若年性認知症、子の精神疾患等、複合的な課題を抱える世帯に対し、つながる場で支援者間の情報共有や支援方針の検討を実施。 ・区役所内関係部署（生活支援課や健康課、生活困窮担当）との連携や、ケースや支援者をつなぎ調整を図った。 ・幅広い世代に向けた高齢者の相談窓口の周知を区の広報で実施。また、区役所1階待合ロビーのデジタルサイネージにて、高齢者の相談窓口の周知動画を放映している。	・総合的な相談支援体制の充実事業「つながる場」の周知・活用促進を引き続き行う。 ・区役所内での他部署との連携を密にし、総合的な支援を行う。 ・区の広報や待合ロビーのサイネージ等を利用し、幅広い世代に向けた高齢者の相談窓口の周知を行う。
	3	【自立支援型ケアマネジメント検討会議より抽出された課題】 ・「自立支援・重度化防止」の理解が進んでいない。 ・介護保険からの卒業後の受け皿となる社会資源の不足、男性高齢者の居場所づくり。 ・検討内容の充実を図るため、専門職・地域関係者も含めた会議メンバーの再考が必要。	・介護予防についての普及啓発。 ・生活支援体制整備事業協議体への後方支援。	・認知症の区民向け講演会にて、認知症アプリや介護予防のリーフレット・啓発物品を配布。 ・生活支援体制整備事業の協議体ワーキング会議にコアメンバーとして参加。地域活動への参加に抵抗がある高齢者の、居場所に関するワールドカフェを実施。 ・検討会議のメンバーとして新たに薬剤師を加え、より広い視点での検討を行った。	・生活支援体制整備事業の協議体への参画、活動における後方支援、連携。 ・地域包括支援センターと連携し、介護予防に関する普及啓発を行う。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の実施内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
都 島 区	1	・ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加がみられる中、身寄りがなく、親族がいてもキーパーソンがいないケースが増えている。生死に関わる場面や入院・入所時に緊急連絡先が不明で支援に窮するケースが増えている。	・「元氣なうちからもしもの時に備える」意識づくりに向けた周知を広報やホームページにて実施。 ・緊急通報システムの利用促進。 ・都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議の実施。その中で包括的4事業で共通の取り組みとして進めていく。	・見守り相談室との連携 ・地域支援者（民生委員・地域福祉コーディネーター等）との情報共有の場の継続 ・エンディングノートの作成・啓発 ・「もしもの時に伝えるシート」の作成し、包括的4事業で共通の取り組みとして啓発活動を行った。 ・緊急通報システムの利用啓発	・包括的4事業での共通した取り組みとして「もしもの時に伝えるシート」の更なる周知、啓発を広報やホームページにて行い、取り組み評価をアンケートにて行う。 ・講演会等を通じて、ACP(アドバンス・ケア・プランニング／人生会議)やエンディングノートなどに触れ、地域住民が自分の将来をイメージする機会をさらに促進する。
	2	・認知機能の低下等で判断能力の低下が見られるようになった際に、成年後見制度の利用が必要なケースがみられるが、認知度が低く、利用にあたり時間を要し、金銭的負担が大きいため利用しづらい。	・あんしんさぽーとや成年後見制度の周知継続。 ・「元氣なうちからもしもの時に備える」意識づくりに向けた周知活動を広報やホームページにて実施。	・講演会や周知ビラの配架等にて成年後見制度の周知、啓発。 ・エンディングノートの作成・啓発 ・認知症強化型地域包括支援センターの事業へ委員として参加し、後方支援を実施。	認知機能低下等で判断能力低下が顕著となる前に、あんしんサポートや成年後見制度の利用について地域住民が検討できるように、区民向け講演会や広報等にて周知、啓発を強化する。
	3	・認知症や精神疾患、障がい等が重なる複合課題のある世帯では、地域との繋がり希薄さにより、重篤な状態になるまで困り感が表面化しづらい現状にある。 ・加えて世帯支援をしなければ高齢者の課題が解決にならない現状にある。	・広い世帯・世代に向けた高齢者の相談窓口の周知を広報やホームページにて実施。 ・地域ケア会議等の関係機関への出席依頼を実施し、地域の協力者や関係機関とのネットワークの強化を行う。	・都島オレンジチーム、見守り相談室、障がい者相談支援センター、在宅医療・介護連携相談コーディネーター、区役所の他部署との連携 ・地域ケア会議にて関係機関とのネットワーク強化 ・精神保健福祉相談の活用 ・区役所実施の総合的な支援調整の場（つながる場）や支援会議の活用 ・地域支援者（民生委員・地域福祉コーディネーター等）との情報共有の場を継続 ・支援者を支援するチームのオンライングループの継続活用 ・周知ビラ等の配架による認知症予防、認知症の理解、対応方法の啓発に関する周知活動の継続 ・認知症サポーター養成講座の周知 ・MCSを利用した研修カレンダーの作成、活用	・地域ケア会議やつながる場等の活用により、高齢、障がい、子育て、地域の協力者等関係機関とのネットワーク構築を強化する。 ・都島区高齢者地域包括ケアシステム推進会議のコアメンバー会議にてMCSの活用促進を継続する。 ・精神保健福祉相談、つながる場の活用周知を行う。
	4	・コロナ禍で通いの場が減少している。積極的に運動したり、人と交流する外出の機会が減少し、活動量（運動量）の減少によるフレイル（運動・社会参加不足により心身の活力が弱まっている状態）の高齢者が増加している。	・広報等でコロナ関連の情報やフレイル予防の情報提供を行う。 ・自立支援型ケアマネジメント検討会議等を通して活用できる資源等の情報の共有を行う。	・周知ビラ等の配架等での情報提供を実施 ・インフォーマルサービスの情報提供を実施	コロナ禍により中止していた地域活動の再開情報やインフォーマルサービスについて広く情報提供する。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
福島区	1	・「高齢者と障がいを抱える子の世帯」「ゴミ屋敷」など、複合的な課題を抱えるケースが増加傾向にある。	・事例検討や総合的な支援調整の場（つながる場）を開催 ・総合的な相談支援体制づくりのための関係部署との連携 ・課題の早期発見・早期支援のための相談窓口の周知 ・成年後見制度の周知・啓発	・地域ケア会議等の開催により、地域の協力者や関係機関との連携強化を図った。 ・地域包括支援センター、区役所の障がい担当、生活保護担当等の部署と連絡調整を行った。 ・障がい者基幹相談支援センター、自立支援協議会等、障がい者の支援機関と連携を図った。 ・幅広い世代への周知啓発として、地域包括支援センターや高齢者の相談窓口等について、広報紙に掲載するとともに、リーフレットを作成し各戸配付した。 ・高齢者見守りチェックポイントについてのチラシを作成し、配布した。	・地域ケア会議や「つながる場」を活用し、障がい担当、子育て支援室、生活保護担当等、関係機関との連携強化を図る。 ・成年後見制度の利用促進、権利擁護に関する啓発 ・課題の早期発見・早期支援のための相談窓口の周知 ・認知症に関する周知啓発 ・地域包括支援センターにより、住民との顔の見える関係づくりを構築していく。
	2	マンション住まいの高齢者が多くっており、特にひとり暮らしの高齢者は、つながりが少なく孤立しがちである	・出張相談会を含む地域包括支援センター・ランチの活動を周知・啓発 ・「ふれあい喫茶」やコミュニティサロンなど、地域の福祉活動や居場所について広報・周知 ・民生委員など地域の見守り活動との連携	・マンションでの出張相談会を開催し、管理人や住民との顔の見える関係づくりを行った。 ・住民同士の交流の場となるよう出張相談会の際に、関係機関（消防署や警察署）と連携した講座を実施した。 ・高層マンションの多い地域で地域課題抽出のための地域ケア会議を開催し、マンションに住む高齢者の見守り体制等について、地域住民をはじめ地域包括支援センターや関係機関と問題点の共有を図り、取り組みの方向性について検討した。	・マンション内での出張相談会開催を継続するとともに、管理組合や管理人との顔の見える関係づくりを構築する。 ・マンション住民同士が交流できる機会を設けるとともに、マンション住民と地域住民との交流を図るため、地域住民が集まる身近な場所でイベント等を実施する。
此花区	1	【認知症高齢者への支援】 ・医療につながっていない ・早期発見が必要 ・介護保険につなげる等の支援が必要	・認知症・認知症対応についての普及啓発・研修会への支援 ・包括、ランチ、認知症強化型包括、オレンジチームの活動の周知支援 ・包括と相談機関との関係づくり協力 ・事例検討会や地域ケア会議開催への支援・つながる場開催	・区の広報誌に包括・ランチ・認知症初期集中支援チームについて記事を掲載し、各種相談窓口や事業の周知を行った。 ・認知症対応普及啓発の地域取り組みへの参加協力、広報での周知を図った。 ・事例検討会や地域ケア会議開催への支援を行った。 ・認知症サポーター、オレンジサポーターのさらなる養成とオレンジパートナー企業の登録促進への支援を行った。	・引き続き、包括・ランチ・認知症初期集中支援チームの普及啓発を支援する。 ・地域における認知症対応普及啓発の取り組みについて協力・支援していく。 ・認知症ケアパス作成への支援を行う。
	2	【専門職の連携における課題】 ・複合課題を抱える世帯への支援 ・支援者の専門性によって主体が違っているので、課題が異なる。 ・関係機関との連携の強化	・総合的な相談支援体制づくりのための関係部署との連携 ・つながる場を開催し、関係機関との連携強化を図るとともに、相談によりスキルアップを支援 ・研修や事例検討の実施への支援 ・成年後見制度の周知・啓発 ・市長申し立ての円滑な対応	・包括主催の研修会や勉強会において、情報提供や権利擁護に関する普及啓発を行った。 ・高齢者対応において、地域ケア会議への参加や、つながる場の活用を図りながら、多職種・多機関との連携への働きかけを行った。 ・ケース対応において、区 の精神保健福祉相談員や生活支援担当ケースワーカー・受付面接担当への相談等、連携が図れるように働きかけた。 ・つながる場を開催し、複合課題を抱えた世帯を取り巻く関係機関との連携を図った。 ・虐待防止連絡会議において、権利擁護に取り組む包括やランチの活動を周知するとともに他職種連携の必要性を伝えた。	・引き続き、包括・ランチ・認知症初期集中支援チームの普及啓発を支援する。 ・関係機関として必要と思われる他部署への地域ケア会議の参加依頼の調整を引き続き行う。 ・個別ケース対応や地域ケア会議を通じて、包括と共に介護保険以外の分野の関係機関と関係づくりやさらなる連携強化を図る。 ・総合的な相談支援体制の充実事業「つながる場」の周知・活用促進を図る。
	3	【自立支援型ケアマネジメント検討会議からの課題】 ・自立に向けてのケアマネジャーへの意識を高めること ・本人の意識変容 ・集いの場等の社会資源の不足 ・現在、理学療法士から検討した対象者への個別指導や訪問はプライベートでの対応となる。	・包括の自立支援・介護予防の推進に関する活動への支援 ・地域住民や関係機関への周知啓発。 ・効果的な会議開催への支援 ・生活支援コーディネーター等との連携	・広報で介護予防に関する情報の周知・啓発を行った。 ・自立支援型ケアマネジメント検討会議において、効果的な会議開催への支援・助言を行った。 ・生活支援体制整備事業において、第1層・第2層コーディネーターとともに高齢者をとりまく地域の課題について検討を行った。	・自立支援型ケアマネジメント検討会議等を通して活用できる資源等の最新情報の共有及び区とし引き続き協力・助言 ・介護予防についての普及啓発 ・生活支援体制整備事業協議体への後方支援 ・地域の集える場についての情報整理や周知に向けての検討・協力

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の実施内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
中央区	1	・本人の家族や周囲の人が、介護や病気について学ぶ機会やつながれる場が十分でない。	・広報紙を活用した情報発信、周知啓発	・広報紙において概ね隔月の連載で地域包括支援センターの取組を紹介 （令和5年5月）包括の4つの仕事 （令和5年7月）介護保険サービス利用援助 （令和5年9月）オレンジチーム （令和5年11月）権利擁護・虐待防止・消費者被害防止 （令和6年1月）介護予防・健康増進 （令和6年2月）認知症の人と家族を支える地域の応援隊	・令和6年度も広報紙の連載を継続し、更に具体的な取組内容の発信を行っていく。 ・区ホームページの更新により、地域包括支援センターの取組及び各種相談支援に関する広報周知を強化していく。
	2	精神疾患がある方が集まったり、活動できる社会資源が充分になく、精神障がいについての地域住民の理解も得づらいなか、本人の力を活かす支援が難しい。	・精神障がいについての周知啓発	・区地域保健活動担当による、精神保健相談・家族教室・地域生活向上教室等の各種取組	・高齢福祉担当と精神保健担当の連携強化
	3	【医療・介護・障がいの連携不足】 ・医療にかかっているが相談機関につながらない。 ・障がいサービスを利用していたが介護との情報共有ができない。 ・支援者の関わりが途絶え支援の積み重ねができない。	・在宅医療・介護連携相談支援室と共に行う医療や介護、障がいの連携できる仕組みや研修、交流する場づくり。 ・相談窓口の周知啓発や引越先と連携できる仕組み作り。	・障がい福祉サービス事業者と介護保険サービス事業者を対象とした両制度の研修会を実施 ・障がい福祉と高齢福祉の両分野の区役所担当と関係機関等が定期的に集まる連携会議の開催	・研修会や連携会議を引き続き実施 ・つながる場の活用による多分野連携の強化
	4	【管理者として学びの機会不足】 ・介護支援専門員など支援者が個人で悩んでいる。 ・組織や管理者としての対人援助力やハラスメントなどに対する学び、研修する機会がない。	・管理者向けの研修について、外部研修の情報提供を行う。 ・管理業務を担う方へアンケートを行い、実情や工夫などを共有し、業務負担を軽減する手段を検討する機会づくり。	・地域包括支援センターによる研修や連絡会の開催	・研修や連絡会を引き続き開催
	5	・生活保護を受けている方が、経済的な制約や意欲の低下などから、他者との交流が持てず孤立しがちになる。	・生き辛さや障がいを持つ方への理解を促す周知啓発	・見守り相談室や地域福祉コーディネーター等による関わりづくり ・ボランティア等のインフォーマル資源とのマッチング促進 ・シンポジウムによる福祉のまちづくりに関する啓発	・多機関連携、地域住民連携による孤立化防止の取組推進
	6	【自立支援型ケアマネジメント検討会議から見えてきた課題】 ・地域活動の情報を必要な方がタイムリーに得ることができる仕組みがない。 ・障がいなどハンデのある方々も興味を持ち、楽しみながら既存の活動の場に参加できる仕組みがない。	相談機関や窓口を若い頃から意識してもらう仕組み作り。 （敬遠され易い名称から興味を持ち、手に取りたくなる物へ変更工夫） 社会資源などの情報発信ツール、仕組みづくり。	・出前講座、地域座談会等の開催による周知 ・webの活用や印刷物作成による情報発信	・多世代への取組発信方法を引き続き検討
	7	【自立支援型ケアマネジメント検討会議から見えてきた課題】 ・マンションの増加など、関わりが途切れて孤立しやすい。 ・坂道や大きな道路が多く、外出や社会参加しにくい阻害要因が多い。	高齢者が安心して外出し易い環境を整える。 ・自転車利用者へのマナー、ルールの周知啓発。	・包括によるマンションに焦点を絞ったアプローチを実施し、管理組合との連携や出前講座の開催に繋げている ・地区診断により地域資源の情報集約を行い、社会参加の阻害要因解消を目指している ・区広報により自転車のマナー・ルールの周知啓発を実施	・マンション住民への地域活動や福祉資源の周知方法を引き続き検討していく

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の実践内容	
		区単位に取り組むべき課題	取り組むべき方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む具体的内容（案）
西 区	1	・後期高齢者の多くはひとり暮らし・高齢者世帯で、今後もひとり暮らし世帯の増加が予想される。 ・後期高齢者になると相談が増える。	・地域包括支援センターの後方支援、連携や調整 ・包括、ランチの相談場所の周知を協力し後方支援	・認知症や虐待の理解、権利擁護について相談窓口を広報紙やホームページ、リーフレット等で幅広い世代へ啓発した ・相談支援機関の窓口を広報紙やリーフレット等で周知 ・地域包括支援センターとの連携・後方支援	・幅広い世代へ介護や福祉サービス・成年後見・相談機関などの情報を広報紙等で発信する ・在宅医療介護連携推進会議等にて、ACPの普及啓発を行う ・成年後見制度の利用促進、権利擁護に関する啓発 ・在宅医療・介護連携支援事業と連携した多職種での取り組み
	2	・オートロックマンションに住む方に解除してもらえず、本人に会えないことも多い。	・関係者間の連携強化のため、地域での会議も含めて顔の見える関係づくりを広げるよう支援 ・相談につながるよう、包括・ランチの周知・広報 ・区役所内他部署との調整	・各地域の見守り連絡会に参加し、見守り活動を行う地域の実情を話し合う等顔の見える関係づくり ・相談支援機関の窓口を広報やリーフレット等で周知 ・見守り活動の報告、理解、啓発	・地域におけるネットワーク構築のため関係機関との連携、協力を継続する ・地域包括支援センターや見守りコーディネーターが開催するマンション住人に向けた集いの後方支援
	3	・支援拒否は本人が認知症進行している場合や障がいのある子と同居する世帯で見られる。	認知症に対する理解、啓発、相談窓口について広報 ・虐待の理解、権利擁護に関する啓発 ・障がい者基幹相談支援センター、自立支援協議会等、障がい者の支援機関との連携	・認知症や虐待の理解、相談窓口を広報やリーフレット等で啓発 ・支援機関と必要と思われる世帯へのアプローチ、検討会議等開催し連携を図った ・自立支援協議会と共催した講演会の開催	・認知症についての講演会等地域住民に向けた啓発活動 ・「つながる場」の周知・活用 ・介護支援専門員に向けた高齢者虐待の研修会
	4	【自立支援ケアマネジメント】 ・本人や家族の病識が低いいため適切なサービスにつながらない。福祉用具等が適切に使用できていない。 ・骨折、転倒が多い。 ・活動の場、集いの場の情報が行き届いていない。 ・会議での専門職の助言が高齢者の在宅生活に活かせるよう、リハ職がモニタリング等に訪問できるしくみが必要。	・関係機関との連携支援、地域包括支援センターの後方支援	・自立支援型ケアマネジメント会議の場を活用する等、地域包括支援センターの介護予防の推進に関する活動への支援・連携	・介護予防についての普及啓発 ・地域包括支援センターの自立支援・介護予防の推進への後方支援 ・生活支援体制整備事業における社会資源の拡充に向けた活動の支援

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
港 区	1	【支援拒否のケースへの対応】 ・ひとり暮らし高齢者の孤立 ・認知症高齢者の増加	・認知症の早期相談に向け、講演会の継続やケアパスの配架場所の拡大など、区内包括や相談支援機関と連携し世代を超えて広く啓発していく。 ・高齢者世帯の生活状況を把握し、区役所関係部署や関係機関と連携して支援を行う。 ・関係機関として必要と思われる他部署への地域ケア会議の参加依頼の調整を引き続き行う。 ・ACPの啓発を引き続き進める。	・在宅医療介護連携推進会議のメンバーで区内スーパーにてACPのリーフレット配付や広報にて周知を行った。 ・高齢者の抱える課題（認知症や虐待等）について区役所内関係課への周知啓発及び連携調整した。 ・認知症ケアパスの配架と改訂版の検討した。 ・関係機関として必要と思われる他部署への地域ケア会議の参加依頼の調整をした。 ・認知症に関する講演会や認知症を学ぶ会の共催、認知症講演会講師との座談会を行った。参加した、医師会・地域包括支援センター・在宅医療介護連携相談室コーディネーター・生活支援コーディネーター・認知症初期集中チーム・区役所（区長・福祉担当・保健担当）で、当事者の声を聴き、本人が望む暮らしを支えられるよう区民全体で得意なことを生かしながら支援する機運の醸成が必要と再確認した。	関係機関として必要と思われる他部署への地域ケア会議の参加依頼の調整を引き続き行う。 ・高齢者保健・福祉関係者会議等において、それぞれの役割を確認した上で、さらなる連携強化を図る。 ・自立支援型ケアマネジメント検討会議等を通して活用できる資源等の最新情報の共有及び区とし引き続き協力・助言を行う。 ・認知症ケアパスを新しい情報に更新した改訂版を作成するための協力を行う。 ・4事業の各担当者がスキルアップをはかれるよう、連携を深めるための後方支援を行う。 認知症の当事者の声を聴き、発信することで認知症の理解を深め、偏見がない社会となるよう周知していく。
	2	【複合課題のある世帯への支援】	・「つながる場」のへの参加や障がい者支援機関からの情報収集等区役所内の連携を行う。 ・災害時の地域の担う役割について、区役所・関係機関・地域で連携・検討していく。	・地域ケア会議等に参加し関係機関と共に困難ケースの対応について検討した。 ・地域ケア会議等、関係機関への出席依頼をし、地域の協力者や関係機関とのネットワークの強化を図った。 ・地域包括支援センター、区役所内の障がい担当、精神保健福祉相談員・生活困窮担当、生活保護担当等の部署と連絡調整を行った。	・困難ケースを一つの支援機関や一人の関係者が抱えることなく、必要なアセスメントの後に各機関と連携を進めながら解決につなげる。 ・「つながる場」との連携調整を行う。 ・災害時の地域の担う役割について、区役所・関係機関で連携・検討していく。
	3	【相談支援機関の連携・地域の見守り体制の構築】	・虐待予防の啓発について動画配信できるよう、関係部署へ調整していく。 ・コロナ禍でも対応できるようオンライン研修の実施や相談先周知のポスティングなどで、通報窓口の周知を行う。 ・ケアマネジャーや介護事業者が、直接通報窓口に通報、相談しやすい関係づくりを行う。 ・区民やケアマネジャー等身近な支援者も、虐待に対する正しい知識を習得するために、ホームページや広報紙、広告等で周知し、研修会を開催する。	・4事業連絡会（地域包括支援センター・ランチ・在宅医療介護連携相談室コーディネーター・生活支援コーディネーター・認知症初期集中チーム・区役所 福祉担当・保健担当）を2か月に1回開催。 ・見守りコーディネーターの定例会に出席、地域見守りマッピングへ参加 ・地域・関係機関との連携を強化 ・民生委員向けに権利擁護ワークショップを開催 ・ケアマネジャーや相談支援事業者を対象に虐待防止研修を開催 ・障がい者支援事業者の従事者を対象に虐待防止研修を開催 ・虐待防止についてのチラシの配付	・認知症の当事者など、対象者の話を聴き、本人の希望する生活ができるよう社会資源の活用状況の把握や開拓について、生活支援コーディネーターをはじめ関係機関と連携し行う。 ・地域・関係機関と連携を引き続き行う。 ・虐待防止について講演会の実施や困りごとがあれば早めに相談につながるよう周知を継続する。 ・虐待防止や認知症についての正しい知識を地域住民への発信を継続する。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の取組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
大 正 区	1	【認知症・認知機能低下】 ・早期支援に繋がらない ・身近な支援者がいない ・本人の病識がなく、家族が本人の被害妄想等に困っている。	・郵便局員向けのチラシ（R4年度、包括・ランチ・オレンジチームと協働で作成）のように支援の必要な方の気づきとなるシートを今後も作成し、周知を行い、気づいてもらえる人を増やすことで、早期発見早期対応に努める。	・R4年度に作成したチラシを活用し、継続して郵便局員向けの周知を行った。 ・区内金融機関職員向けに作成したチラシを配り周知を行った。 ・SNSにて認知症に関する周知を行うことで、あらゆる世代に向けた周知を実施した。	あらゆる世代に向けて、SNSや広報紙等で認知症に関する周知啓発を継続して行う。 支援が必要な方の気づきとなるチラシの区内金融機関への配付範囲を拡大し、働く職員の方の気づきにつながるように周知を図り、早期発見につなげる。
	2	【権利擁護（高齢者虐待ケース支援含む）】 ・成年後見制度の周知が十分でない。制度の使いづらさがある。 ・後見人が就任するまでの金銭管理が課題。 ・介護をしている家族が疾患などのリスクを抱えている。	・成年後見制度を含む権利擁護について、必要性を理解してもらえるような取り組みを若い世代向けにも行う。	・広報紙で周知を行った際に併せて、若い世代に向けてSNSにて権利擁護に関する情報発信を実施した。 ・講演会にて権利擁護のパンフレットの配布と、自分のこととして感じてもらいやすいよう金融機関での困りごとの実例を挙げて権利擁護の周知啓発を行った。	権利擁護についての周知啓発を広報紙、SNS等を活用しあらゆる世代に向けて行う。
	3	【複合的課題や支援に繋がりにくい世帯への支援】 ・身寄りのないひとり暮らし高齢者は、地域と関わりを持っていないことが多いため早期支援につながらない。子どもから支援の同意を得られないケースは必要な支援を受けられない。 ・同居の子どもが課題を抱えていても、医療等の制度に繋がっていないと世帯支援として包括が同行受診をせざるを得ない。	・地域包括支援センターや区役所内の障がい・精神・生活困窮・生活保護ケースワーカーなどの部署と連携調整をおこなない、総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）を積極的に活用して、複合的な課題を抱えた世帯の支援、解決に向け取り組む。	・連携調整が密に図れるように、地域包括支援センターと生活支援ケースワーカーなどの他部署が参加する研修会を開催し、日頃からの関係を深めることができた。 ・総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）にケースをあげて他機関と連携を行った。 ・全区役所職員に対して高齢者の相談窓口である地域包括支援センターの周知を行った。	・引き続き、総合的な相談支援体制の充実事業「つながる場」も活用し、障がい担当、子育て支援室、生活保護担当、生活困窮担当等、関係機関との連携に努め、複合的な課題を抱えた世帯の支援、解決に向けて取り組む。 ・今後も生活支援ケースワーカーなど他部署との連携強化が図れる取組を継続して行う。
	4	【自立支援型ケアマネジメント検討会の課題】 ①本人の問題 ・理解不足、意欲の低下 ②周囲の問題の人的課題 ・サービスの質の向上 ・連携不足 ・支援者の不足 ③周囲の問題の物的課題 ・社会資源の不足	・今後も地域包括ケアの推進に向けて、介護予防・生活支援に特化した介護保険外のサービスについて周知活動の充実を図る。	生活支援コーディネーターが毎月作成する区内のインフォーマルな集まりの場やコーディネーターの活動などが掲載されたチラシを区役所窓口に配架した。 ・生活支援コーディネーターの活動についてSNSにて周知を行った。	百歳体操については引き続き拡充に取り組むとともに、生活支援コーディネーターがインフォーマルなサービスの周知を円滑に行えるよう連携を強化する。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
天王寺区	1	【複合課題を抱える世帯への支援】 もともと社会とのつながりが弱い当事者・家族の問題が、状態が悪化するまで表面化せず、課題が複雑化している。 支援が受け入れにくく、過剰サービス要求を引き起こすこともあり、支援者が支援困難に陥ることも見られた。 介護者である家族がいても、家族との不和や家族自身の課題をかかえており、キーパーソンがいない、不適切な介護、金銭問題等、課題が複雑化している。	・広報・HP等を通じて相談窓口の周知活動、転入者ヘリーフレット配付による周知活動 ・複合問題への対応として「法律相談」「住宅セーフネット制度」等他機関・制度の利用 ・精神疾患を持つ高齢者・家族へのアプローチ、医療機関連携の強化 ・子育て支援室、障がい担当、生活保護担当等区役所での連携強化 ・複合課題に対し「つながる場」の積極的活用	・広報・HP等を通じて相談窓口の周知活動、転入者ヘリーフレット配付による周知活動を行った。 ・複合問題への対応として「法律相談」の紹介、「住宅セーフネット制度」の利用や施設コーディネーターと連携。 ・精神疾患を持つ高齢者・家族へのアプローチ、医療機関連携の強化。 ・精神疾患（あるいはその疑いのある）高齢者・家族への区役所複数部署および他機関による支援。市長申立による成年後見制度の活用。 ・生活困窮窓口・生活保護担当等区役所での連携強化と対象者の状況把握。 ・区・包括支援センター担当職員に「つながる場」の制度研修を行った。	・広報・HP等を通じて相談窓口の周知活動、転入者ヘリーフレット配付による周知活動。 ・生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携支援事業、基幹相談支援センター、包括支援センターとの連携、情報共有、顔の見える関係性づくり。 ・区役所窓口において「社会的なつながりが希薄な世帯」の発見に向け、区での担当となりうる部署への連携を図る。 ・対応困難事例について、役割分担を検討していく場としての「つながる場」の積極的な利用。
	2	【認知症高齢者への支援】 認知症が起因となり問題化している事例が多い。 対象者の認知症自立度をみると、中等度が多く、認知症状の進行や周囲・家族の介護負担の増大等、解決に時間を要するケースが増えている。 本人も困りごと認識できず、受診や支援を拒否し、介入が困難となるケースがある。	・認知症の早期発見・早期支援につながるよう区包括支援センター、認知症強化型包括支援センターと連携する。 ・認知症課題への対応について、区地域ケア推進会議にて認知症支援の取組、課題の議論を行い、施策への反映を行う。 ・成年後見制度利用に向けての啓発。	・区役所窓口来所者の認知症相談を認知症強化型地域包括支援センターへつなぎ、必要時に同行訪問し早期発見・早期支援への支援を行った。 ・成年後見制度利用に向けての啓発として、介護サービス事業所・障がいサービス事業所向けの区・包括共催の研修にて、制度説明を行い、PRした。 ・区役所正面玄関脇にて、期間を設けての認知症強化型地域包括支援センターの紹介・認知症マフ現物展示等、認知症への取り組みについて周知を行った。 ・「認知症」を一面特集とした広報誌への掲載。 ・高齢者等見守り支援事業において75歳以上のひとり暮らし高齢者の見守り時に対象者に異変が見られた場合は速やかに報告を受け、包括支援センター及びオレンジチームへつないだ。 ・警察署が受けた認知症の人の相談に対して、状況確認し支援者につないだ。	・認知症課題への対応について、区地域ケア推進会議にて認知症支援の取組、課題の議論を行い、施策への反映を行う。 ・高齢者等見守り支援事業による異変の早期発見。 - 早い段階での相談や予防支援につながるように様々な機会を通じて窓口の周知と関係機関のネットワーク構築。 ・認知症強化型包括での実施事業や支援を対象者や支援者に広く周知する。 - 認知症カフェ・本人交流会等の周知、区役所での効果的なチラシの配架、配架場所の拡大。 ・成年後見制度の周知・啓発・市長申し立ての円滑な実施。
浪速区	1	・家賃滞納、ライフライン停止などで、ようやく支援が必要な対象者が顕在化する。	・区役所窓口においても「社会的なつながりが希薄な世帯」の発見に向け、支援の見極めに関する職員の感度の向上、支援の要否・緊急性の判断力を向上するための取組を行う。 ・複合的な課題を抱えたケースへの支援は、総合的な支援調整の場（つながる場）を開催し解決を図る。 ・地域見守り体制の強化に向け、社協、包括ランチ等と共に「地域見守り会議」を継続実施する。	・地域ケア会議、自立支援型ケアマネジメント会議、ケア会議等に参加し各地域支援者や関係機関との関係づくりを図った。 ・区役所内の生活支援課新任ケースワーカーの研修では、社協、包括、ランチの役割を内容に盛り込み、支援ケースの連携構築を行った。 ・総合的な相談支援体制の充実事業相談員とケースについて連携し複雑な課題を抱えるケースのつながる場を開催した。 ・3医師会、区役所、障がい基幹相談支援センター、警察、消防、訪看、介護ヘルパー等と地域ケア会議や多職種研修を通じて連携できるように出席した。 ・包括・ランチニュースの作成を連携して行い、配架、配付し相談窓口の周知を行った。 ・各地域の見守り会議を通じて、見守りの必要なケースを地域と共同して抽出し、地域活動の活動支援を行った。	・引き続き、関係機関との連携をさらに強化できるよう地域ケア会議、在宅医療介護連携推進会議等の会議に出席する。 ・複雑な課題を抱えるケースについて、区役所内で円滑に連携できるよう、総合的な相談支援体制の充実事業の周知を行い、つながる場の開催を積極的に行う。 ・総合的な相談支援体制の充実事業相談員と定期事務局会議を実施し、相談員の活動支援を行う。 ・総合的な相談支援体制の充実事業を通じて、区役所内の各担当と連携する。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
浪速区	2	・家族などキーパーソンがいないひとり暮らしの高齢者が多く、やむを得ず住宅管理人やケアマネジャー、サービス事業所が金銭管理等の支援を行っている。	・包括ブランチなどが権利擁護支援をする中で、必要な方については、成年後見市長申立を積極的に実施する。	・認知症高齢者への成年後見人制度利用が必要なケースに対して担当者と情報共有、同行訪問し適切な時期に対応できるよう連携した。 ・ひとり暮らし高齢者で金銭管理を親族以外が行っているケースについて、包括と同行訪問、関係機関とケア会議開催等連携し適切に金銭管理が行えるように支援した。	・引き続き、包括・ブランチと認知症高齢者ケース共有を行い、必要時ケア会議等に出席し連携を行う。 ・把握したケースについて成年後見制度担当係長と情報共有し、早期に対応できるように連携する。
	3	・認知症が進行し本人の意思が確認できない。	・在宅医療介護連携推進会議等にて、ACPの取り組みを継続する。 ・地域包括支援センター等と地域住民や介護家族を対象に認知症についての講座やイベントを開催する。	・コンビニとの連携の中で、お店での対応困難感のある高齢者や認知症状のある人に対するパンフレット作成について検討、助言を行った。 ・「なにわオレンジ川柳大会」実施に際に、区役所内で川柳募集、作品展示協力を行い、認知症の周知を行った。	・パンフレット作成後に、パンフレット活用のため、包括と連携し、認知症理解のために活動支援行う。 ・認知症講演会を包括・医師会等と実施し区内での認知症の啓発を行う。
西淀川区	1	・認知症についての理解が不十分で、本人や家族が不適切な対応になっていたり、近隣など地域への働きかけで本人が住み慣れた地域で長く生活していけるよう支援していくことを目指す。	・窓口対応の中で必要なケースに「に～よん参考書」を活用したり、必要時包括へつなぐよう介護保険の窓口と連携していく。 ・必要時研修の企画や実施への助言や協力を行なっていく。	窓口対応時、相談内容に応じて「に～よん参考書」を実際に目の前で開きながら活用。窓口対応で気になるケースについて地域包括支援センターやオレンジチームに区役所からつないでいった。 ちーむオレンジの登録が少なく、どのように周知増やしていくのか認知症強化型包括支援センターと話し合い、認知症カフェ連絡会などに参加し周知や登録を促した。	窓口での相談対応のなかで、地域包括支援センターや認知症強化型地域包括支援センターとの連携を今後も続けながら支援につないでいく。 家族会やちーむオレンジなどの社会資源を活用し本人支援や家族支援につないでいく。 事例検討会や講演会などに参加し地域包括支援センターの後方支援を行う。
	2	・主たる養護者が高齢となったり、障がいをもつ家族が介護者となったり、複合的な問題を抱えるケースが増えてきている。	・各関係機関との連携の調整に協力して合同研修会や事例検討会を実施できるようにする。	個別ケース支援を通して、積極的につながる場を活用した地域ケア会議を調整して実施。 多職種参加の講演会や事例検討会に参加し、地域包括支援センターの後方支援を行った。 支援者が他の支援機関に円滑につなぐためのツールとして総合相談窓口連絡会で相談窓口一覧作成部会を立ち上げ作成に参加。	個別ケース支援の中で地域ケア会議など日頃から顔の見える関係を築き、情報共有していきながら支援方針を統一していくように包括の後方支援を行っていく。 総合相談窓口一覧表作成部会の今後も参加し、作成した一覧表の周知、活用、評価を行っていく。
	3	・ひとり暮らしで周囲との関係が元々希薄であったり、キーパーソンが高齢で病気等で突然不在になる場合もあり対応に苦慮するケースが増えてきている。	・区役所の他部門や関係機関と連携しながら、ACPの啓発に努める。	4事業が協働で「シニア世代から今後について語ろう会」として今後のこと（ACP）を考えるきっかけとする目的で、一般公募で区民、専門職向けに講演会を実施。	今回実施した4事業協働の講演会を今後も続けていき、できれば参加者が参加しやすいような企画を検討していく。 包括が企画し取り組んでいる「若いうちの老後への備えの推進に向けた実態把握のための意識調査」への協力。
	4	・フレイル、オーラルフレイル予防をを勧めるうえで相談窓口特に食支援の窓口につなぐことが難しい。	・に～よんサロンの周知に協力していく。	に～よんサロンで企画した専門職の名刺交換会に参加。 に～よん地域包括ケア推進委員会に参加し、関係機関の活動を共有、今後の方向性の共有を行っている。	今後もに～よんサロンやに～よん地域包括ケア推進委員会に参加し検討を継続していく。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
淀川区	1	【認知症による金銭管理問題・支援拒否】 認知症があるひとり暮らし高齢者家族のキーパーソンとなる存在がない 1. ライフラインの確保 ・生活の維持に必要不可欠な、電気・ガス・水道・通信・輸送の状況、光熱費の支払いがどのような状況になっているのか確認が難しい。 ・飲食確保が難しい。 2. 金銭管理の問題 ・介護保険料、健康保険料の未払いで介護サービス料が高額になり利用できなかったり、病院受診が難しくなる。 3. 成年後見の制度利用条件や利用開始までの支援体制 ・成年後見・あんしんサポートの制度利用条件が難しく、申請しても利用までに時間がかかるためその間の金銭管理の支援が課題。 4. 判断能力の低下などで介護・支援拒否、介入が困難なケース ・介入困難なケースを医療につなぎたいがなかなか医療機関受診が出来ない。 ・本人からの情報が少ないため、本人と関わっていた関係機関（区役所・病院・警察・消防・介護など）から情報集約し支援を進めたいが、個人情報保護法の壁があり情報が得られない。	○市民への認知症の理解普及や相談機関の周知 広報で認知症や相談機関、区役所での介護保健・障がい福祉サービスの案内 区役所内の子育て世代を含む教室や飲食関係等の事業での周知 ○成年後見の利用促進、権利擁護の啓発 広報や区役所内の子育て世代を含む教室や飲食関係等の事業での周知 ○区役所内での担当間の連携・調整	○市民への認知症の理解普及や相談機関の周知 広報で保健福祉担当で連載欄を設け、認知症や相談機関、区役所での介護保健・障がい福祉サービスの案内をした。 区役所内の子育て世代を含む教室で周知をした。飲食関係等の事業への周知は現在日程調整中である。 ○成年後見の利用促進、権利擁護の啓発 広報や区役所内の子育て世代を含む教室で周知した。飲食関係等の事業への周知は現在、日程調整中である。 ○区役所内での担当間の連携・調整を行った。特に精神保健・子育て支援への連携についてはつながる場（総合的な相談支援体制の充実事業）担当からの協力もあり連携しやすくなった。	○認知症の理解普及や相談機関の周知として広報で保健福祉担当で連載欄を設け介護保険・障がい福祉サービスの案内。 世代を超えた周知として区役所内で行われている教室などで周知活動を行う。 ○成年後見の利用促進、権利擁護の啓発 広報や区役所内で行われている教室などで周知活動を行う。 ○区役所内での担当間（精神保健・子育て支援室・環境・動物）の連携・調整がスムーズに行えるようにする。
	2	【自らの困りごとを発信できない高齢者とその家族・孤立化】 ・本人達に情報が入らず、地域からも孤立している。 ・町会未加入で地域のつながりが希薄。 ・生活の支障や近隣トラブルに既になっており、近隣地域等から排除の動きがある。 ・困りごとの多い高齢者の変化に気づける人が少ない。	○幅広い世代へ介護や福祉サービス・成年後見・相談機関などの情報を広報で発信する	○幅広い世代へ介護や福祉サービス・成年後見・相談機関などの情報を広報で発信した。	○広報での発信では、保健福祉担当で連載欄を設け介護保険・障がい福祉サービス・相談機関などの情報を毎月掲載する。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
淀川区	3	【複合的な課題をかかえた家族のトータルマネジメント】 8050の問題 高齢者と障がい者（知的障がい・精神障がい）が同居している家庭の増加 ・介入が困難な家族 ・高齢者、障がい者（特に精神疾患）、子育て世代（保育園）、ヤングケアラー（教育機関）などの分野の支援機関との情報共有、連携がなかなか難しい ・年金等はあるが金銭管理が出来ない ・生活困窮	○複合的な課題をかかえた困難ケースの対応へのネットワーク構築 淀川区生活困窮者支援システムにおける「生困シェア会議」の活用するにあたり、区役所内の担当間の連携・調整に努める 地域包括への後方支援や多職種連携が図れるよう調整 ○保健福祉センターやこころの健康センターによる精神に関する相談窓口の周知 ○権利擁護の周知の研修 介護支援専門員に向けた高齢者虐待の研修会	○複合的な課題をかかえた困難ケースの対応へのネットワーク構築 淀川区生活困窮者支援システムにおける「生困シェア会議」を活用するにあたり、区役所内の担当間の連携・調整に努めた。 地域包括への後方支援や多職種連携が図れるよう調整した。 ○保健福祉センターやこころの健康センターによる精神に関する相談窓口の周知を行った。 ○権利擁護の周知の研修 介護支援専門員に向けた高齢者虐待の研修会を行った。	○複合的な課題をかかえた困難ケースの対応へのネットワーク構築 淀川区生活困窮者支援システムにおける「生困シェア会議」を活用するにあたり、区役所内の担当間の連携・調整に努める。 地域包括への後方支援や多職種連携が図れるよう調整する。 ○区役所内での担当間の連携・調整を行う。特に精神保健・子育て支援への連携強化についてはつながる場（総合的な相談支援体制の充実事業）担当と研修などを行う。
東淀川区	1	【認知症高齢者への支援】 ● 認知症高齢者の意思決定の問題	1. 住民への認知症理解普及 ・介護や認知症に関する研修会の開催や、広報誌・SNSなどにより情報発信（若い世代にも発信できる工夫） 2. 地域活動の場の促進 ・介護予防事業（いきいき百歳体操）の活動状況をまとめ地域に還元	・4 事業担当者会議にて地域の支援者に対して、認知症のアンケート結果をまとめ、地域に還元した。 ・いきいき百歳体操のサポーター交流会を健康相談G（保健師）と開催し、いきいき百歳体操の活動について活性化を図った。 ・わくわくいいき百歳体操にて認知症予防の啓発やコグニサイズを実施している。 ・区役所職員に対して、サポーター養成講座を行い、高齢者の理解と対応について、周知啓発をおこなった。	・4 事業担当者会議で認知症に関して、今後の取り組みについて検討を行い、引き続き共同して取り組んでいく予定。
	2	【地域と支援機関のNWの構築】 ● 地域からの孤立（人と関係構築が苦手、繋がりが無い、セルフネグレクトになり支援拒否） ● 高齢者の問題だけではなく、複合的な問題を抱える家庭の増加（包括支援センターだけでは対応困難） ● カスタマーハラスメント	・つながる場の活性化→ケアマネジャーにも周知が必要 ・区役所の包括とつながりが薄い部署と連携をはかる。（保健師、精神保健福祉相談員、ケースワーカー等） ・町会加入にむけた支援（地域とともに、行政も加入にむけて関係機関と連携する）	・つながる場へのケアマネジャーの参加につながった ・包括連絡会にて、保健師と包括職員との顔合わせを実施。包括連絡会開催時にケースワーカーとのケース調整や困難ケースの連携、疑問点の確認など実施。また、地域ケア会議やサービス利用調整会議、コアメンバー会議などのケースワーカーの参加も増えた。	・今後も顔の見える関係づくりを継続していけるよう、包括と保健師の顔合わせや生活保護のケースワーカーとの定期的なケースの共有会を引き続き行っていく。
	3	【自立を維持した生活を支える】 ● 地域とのつながりが希薄 ● 転倒予防の意識から閉じこもりがち（コロナ禍の影響も要因） ● 市営住宅の環境問題（エレベーター非設置） ● ベッドの導入が介護保険適用外	・気軽におこなえる運動や健康維持のための栄養に関する情報を区民へ提供	・わくわくいいき百歳体操にて、腰痛予防や尿漏れ予防体操、栄養士によるカルシウムアップの工夫についての講話を実施した。	・今後もわくわくいいき百歳体操の機会を捉えて、健康に関する内容や、栄養士の講話など継続して行っていく。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
東 成 区	1	高齢者自身(今後高齢者になる人も含む)の課題 ・老後や要介護状態になった時の備えが不十分であること及び、備えの必要性の周知ができていない （金銭管理・かかりつけ医・ACP・情報の活用・地域とのかかわり・認知症や精神科疾患、障がいの人のサービスの受け入れ準備など）	知っ得講座や区民公開講座にて、老後や要介護状態になった時の備えの必要性を周知する。 ・内容は、地域や包括的支援事業連絡会から意見を聴取し検討する。（金銭管理・かかりつけ医・ACP・情報の活用・地域とのかかわり・認知症や精神科疾患、障がいの人のサービスの受け入れ準備など） 上記包括とともに取り組む	・知っ得講座（区内11地域（校下）の出前講座）を開催した。地域や包括的支援事業連絡会から意見を踏まえ、各包括・ランチ・オレンジチーム等の関係機関で検討し、「認知症になっても暮らせる備えて？」をテーマに老後や要介護状態になった時の備えの必要性を周知した。 ・また、備えに関する周知チラシ（包括・ランチ作成の「そなエール」）について、区民向けLINEを活用し、毎月発信した。	引き続き、知っ得講座（区内11地域（校下）の出前講座）で、内容のブラッシュアップを図り老後や要介護状態になった時の備えの必要性について周知する。 また、備えに関する周知チラシ（包括・ランチ作成の「そなエール」）について、引き続き大阪市LINEを活用し周知を図る。 ・在宅医療介護連携推進事業等にて、ACPの普及啓発を行う。
	2	【主たる介護者及び介護者以外の家族や親族等の課題】 ・同居の場合 経済的に高齢者に依存している、自己流介護で専門職の助言を聞き入れない、過剰な要求があり、支援者が安定しない、疾患や障がいがある為、高齢者の急変時に対応できない、介護者の突然の死亡や入院等により本人の生活に支障が出る。 ・別居の場合 仕事や生活が手一杯の為、介護負担が大きい。 直接的な介護やかかわりができない、本人や主介護者との関係が悪い。	認知症に対する理解を深める ・「ぼけますからよろしくお願いします」映画上映会を開催 ・家族介護者の会のあり方検討 ・介護家族に対する聞き取り調査票を作成し、必要ケースに聞き取りを実施、取りまとめて今後の支援策を検討する。 上記について、包括とともに取り組む。	・認知症に対する理解啓発の「ぼけますからよろしくお願いします」の映画上映会を開催した。開催にあたって広報誌により周知を図った。 ・包括・ランチ連絡会にて、家族介護者の会のあり方を検討し、ピラティス体験＆交流会（2回）を実施した。 ・包括により、介護家族に対する聞き取り調査様式を作成し、必要ケースに聞き取りを実施した。	・認知症に対する理解啓発の「ぼけますからよろしくお願いします2」の映画上映会を開催し、開催にあたって広報誌により周知する。 ・家族介護者の会（ピラティス体験＆交流会）の開催を継続する。 ・介護家族に対する聞き取り調査様式について、活用の周知等について検討する。
	3	【関係者の課題】 ケアマネジャーやヘルパー等の不足 スキルアップが必要 ・自己決定が必要なサービス（成年後見やあんしんサポートなど）への支援方法について ・精神科疾患や知的障がい等への支援方法 ・利用者家族からの苦情やハラスメントへの対応 ・高齢者虐待に関して認識を深める	疲弊して退職する人を減らす目的で、 ・ハラスメント研修を開催 ・権利擁護に関する研修（意思決定支援など） ・障がい者支援に対する理解を深める 上記について包括とともに取り組む	・在宅医療・介護連携推進事業と関連させて、多職種連携会や居宅事業所連絡会において、認知症の人や障がい者の人への意思決定支援等について研修を図った。 また、包括等関係者間対象に、区精神福祉相談員と連携して精神障がい者支援の事例検討を行った。	・引き続き、支援関係者のスキルアップに対して、包括等関係機関とともに権利擁護他必要な研修を企画する。
	4	【地域・その他に対しての課題】 ・認知症について、認知症の人とのかかわりについて理解を深める ・総合相談窓口の地域へ周知 ・ひとり暮らし高齢者の緊急時の対応安否確認の決断や、救急搬送時等誰がついていくのか ・日赤や大阪医療センターなどの大きな病院の受診が一人ででき無くなった時の支援方法についての啓発（通院同行ではなく近隣のかかりつけ医を見つける等） ・住民票や戸籍がない、且つ、本人が全く覚えていないし、身分証になるものを全く所持していない人への対応	自分一人で通える距離の身近なかかりつけ医を持つよう、周知啓発が必要。希望時は支援を行う。身近なかかりつけ医を見つけるために、特定健診の活用を勧める。歯科かかりつけ医を見つけるために歯科検診の活用を勧める。 上記について、包括と共に取り組む。	課題1と関連 知っ得講座（区内11地域（校下）の出前講座、3つのテーマ）にて、「認知症になっても暮らせる備えて？」をテーマに老後や要介護状態になった時の備えの必要性について、講座で周知啓発した。（かかりつけ医の必要性についても言及した）	知っ得講座（区内11地域（校下）の出前講座）や大阪市LINEを活用した備えに関する周知チラシ（包括・ランチ作成の「そなエール」）により、必要な周知啓発を図る。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の取組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
東 成 区	5	【自立支援型ケアマネジメント検討会議からの課題】 ・男性の身近な活動の場が必要である ・介護予防・フレイル予防のため、身近な場所に運動・体操の場の創出、また、既存の運動や体操の場の周知が必要である ・自宅でひとりでも継続して取り組める運動や体操が必要である ・コロナ禍により、買物や日常の手続きでICT化が加速しており、スマホ等の端末機器の操作が必要不可欠となりつつある ・フレイル・オーラルフレイルの周知・啓発が必要である ・各事例について理学療法士などのアセスメント	・周知については、ケアマネ連絡や関係機関などに地域の資源を紹介するとともに、必要な情報が見やすいようにジャンル別にするなどの工夫を行なう。 ・知っ得講座にて啓発 ・生活支援コーディネーターとともにスマホ講座を引き続き開催し、LINEやQRコードの読み取り方を説明。 ・QRコードが使えるようになるためにQRコード活用先を増やす（自宅でできる運動などの紹介など） ・理学療法士の訪問によるアセスメントの実施や歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士の参加について検討。 上記について、包括と共に取り組む。	・活動の場等の社会資源の情報は、生活支援コーディネーターや地域等と連携し、包括よりケアマネ連絡会等の関係機関に情報提供した。 ・知っ得講座を通して、介護予防の啓発を図った。 ・生活支援コーディネーター・包括等とともにスマホ講座を開催した。 ・自立支援型ケアマネジメントについて、理学療法士の訪問によるアセスメントの実施や歯科医師、歯科衛生士、管理栄養士の参加について、包括等が検討した。	・引き続き、活動の場等の社会資源については、生活支援コーディネーターや地域等と連携し、後方支援を図る。また、ケアマネ連絡会等関係機関に情報提供を図る。 ・地域に対しては、知っ得講座等を通して、必要な介護予防に関する啓発を図る。 ・自立支援型ケアマネジメントの充実に向け、関係機関との調整など後方支援を図る。
生 野 区	1	【複合課題のある家庭】 障がいがある子をもつ親が高齢化し介護が必要となったり、高齢者を介護する家族が問題を抱えている世帯が多く、家庭内に複合的な課題があるケースが増加している。また地域とのつながりが希薄であり孤立することで問題が潜在化し、支援の遅れや支援の長期化につながる場合がある。	・認知症高齢者支援ネットワーク会議・在宅支援ネットワーク会議において、障がい者基幹相談支援センターとの情報交換や多職種研修を実施する機会を設ける。 ・相談支援事業所連絡会等、障がい者を支援する機関が集う場での高齢者支援・高齢者虐待に関する啓発を実施する。	●認知症高齢者支援ネットワーク会議・在宅支援ネットワーク会議において、多職種研修で職種の異なる支援者間での意見交換をしたり、ワールドカフェでは民生委員との情報共有をすることができ高齢者支援の意識向上につながった。また、障がい者基幹相談支援センターの参加もあり、関係づくりのきっかけとなった。 ●相談支援事業所連絡会等、障がい者を支援する機関が集う場での高齢者支援・高齢者虐待に関する啓発を実施し、アンケートにより理解が深まったとの意見が多かった。	●3月に区民を対象とした認知症シンポジウムを開催予定。若年性認知症の当事者による講演会で、認知症について区民に啓発する。 ●複合課題のある家庭への支援について、地域ケア会議やつながる場を通じて、高齢者の支援者と、障がい者の支援者、またその他の関係機関と連携する。
	2	【孤立する高齢者の問題】 コロナ禍で、外出する機会の減少により体力の低下や認知症の発症リスクが増加している。また、精神面への影響もみられ、認知症の発症リスクだけでなく、アルコール問題につながるケースもみられる。転入者（特にひとり暮らし高齢者）や町会の未加入者等、地域や他者とのつながりが希薄な高齢者が、支援の受け入れが困難になってからの相談も増加している。活用できる社会資源の不足を解消する為の地域での高齢者の活動において集える場所の開拓及び地域と連携し早期介入できる体制を作る必要がある。また、課題を抱える高齢者の早期発見・早期対応のために、見守り協定を締結しているライフライン事業者等との連携強化や企業への働きかけが必要である。	・区役所内の他部署（生活保護課や地域まちづくり課）とともに、地域の課題について共有する場を設けたり、地域ケア会議への参加を促進する。 ・民生委員や地域関係者に対して、高齢者支援に関する啓発を実施する。 ・生活支援体制整備事業において、第1層・第2層コーディネーターとともに高齢者をとりまく地域の課題について検討する。	●生活保護の担当者や必要時SVにも地域ケア会議への参加を依頼し、連携を図った。 ●認知症高齢者支援ネットワーク会議・在宅支援ネットワーク会議でのワールドカフェでは、「もし私が認知症だったら」等のテーマで、民生委員との意見交換をすることができ高齢者支援の意識向上につながった。 ●生活支援体制整備事業において、第1層協議体で年5回地域の課題について検討し、意見交換をした。また第2層協議体では、地域の資源や居場所について情報交換を行い、より充実した生活支援について検討した。	●引き続き、区役所内の他部署へ、必要時地域ケア会議の参加を促す。 ●次年度も、認知症高齢者支援ネットワーク会議・在宅支援ネットワーク会議にて、民生委員への研修参加を依頼し、地域との連携を深める。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の実践内容	
		区単位に取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
生野区	3	【金銭管理能力が低下した高齢者の問題】 認知症高齢者の増加により、適切な金銭管理ができない高齢者が増加している。 ATMの使用ができなかったり、公共料金や家賃の支払いができなくなり、在宅生活が成り立たなくなる問題が増加している。	・成年後見制度の利用促進・権利擁護に関する住民向けの周知啓発を行う。	●成年後見制度の利用促進・権利擁護に関する住民向けの周知啓発を行った。また生活支援ケースワーカーを対象に、成年後見制度及びその市長申立について研修を行った。	●金銭管理の支援が必要なケースのうち生活保護受給者が占める割合が高いことから、引き続き生活保護ケースワーカー・あんしんさぼーと事業の担当者との連携を深める。
	1	【複合的な課題を抱える世帯】 単身の認知症高齢者や同居家族に精神疾患等の障がいがある等により問題が複雑化し、多職種協働による解決が必要となることが増加。高齢者本人を含め家族全体の支援が必要。	・相談支援機関の周知 ・総合的な支援調整の場の周知及び活用の促進 ・区役所内関係部署との連携支援 ・自立支援協議会における他職種連携や相談支援機関の対応力向上支援・障がい者福祉制度等について支援者向けの研修を開催	・支援が必要なケースを早期発見し、問題が複雑化する前に早期に対応できるように区役所待合の場におけるデジタルサイネージや広報紙、区ホームページへの相談窓口の掲載、転入者向けのパンフレットの配布、区役所や郵便局、駅等へのパンフレットの配架により相談窓口の周知活動を行った。 ・9月の高齢者福祉月間に合わせて今年度新たに区広報誌に区内の認知症疾患医療センターの医師へのインタビュー記事を掲載したほか、区ホームページに若年性認知症についてのページを作成した。 ・各地域包括支援センターやブランチは積極的に総合的な支援調整の場『つながる場』を活用しており、区役所としても高齢担当として参加及び各関係機関との連携・調整を図った。 ・自立支援協議会高齢・障がい部会において、介護支援専門員と相談支援専門員の研修会や交流会を開催した。	・これまでに行ってきた啓発活動に加えて、引続き、区ホームページの充実を図る。 ・総合的な支援統制の場『つながる場』について引き続き地域ケア会議や専門職向けの研修等を通じて周知し、有効な活用につなげられるようにする。また、区役所内の関係課との連携・調整を図る ・自立支援協議会高齢・障がい部会が主催となり、介護支援専門員や計画相談員等専門職向けに制度理解を深め、事例検討会を行い、連携の強化及び支援の対応力向上を引続き行う。
旭区	2	【介護拒否・地域とのコミュニティが希薄な高齢者の課題】 ・認知症や精神疾患を抱えた家族は地域から孤立していることが多い。 ・介護者にとって身体的・精神的負担が大きく、虐待に発展しやすい。 ・高齢者本人の介護拒否による孤立。	・相談支援機関や認知症についてのパンフレットの改訂および周知 ・成年後見制度等権利擁護について啓発及び相談支援 ・詐欺被害予防について周知	・区医師会の監修のもと、認知症強化型地域包括支援センター・認知症初期集中支援チームと協働して認知症についてのパンフレット（認知症安心ガイド）を大幅改訂し、相談支援機関や認知症についての周知に努めた。 ・社会的つながりが希薄な世帯の支援について、職員全体の感度のスキル向上を目標として、上半期には区保健福祉センターの職員向けに各地域包括支援センターの役割や認知症の早期発見・早期支援についての研修を実施した。また、下半期には児童虐待、障がい者虐待と併せて、高齢者虐待についての研修を実施した。 ・区全職員を対象に認知症サポーター養成講座を開催した。 ・今年度新たに区介護連絡会（区内訪問介護事業所連絡会）において、高齢者虐待についての研修を実施した。	・区医師会の監修のもと、認知症強化型地域包括支援センター・認知症初期集中支援チームと協働して引き続き認知症についてのパンフレット（認知症安心ガイド）を作成する。また、認知症についての興味をもち、高齢者やその家族が相談しようと思えるきっかけづくりとして認知症介護研究・研修仙台センターが発行している認知症に関する冊子「もしも 気になるようでしたらお読みください」についての情報を新たに掲載し、区ホームページにも冊子についてのページを作成する予定にしている。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
旭 区	3	【介護予防の課題】 長引くコロナ禍で、高齢者の活動の場がなく活動量が低下。移動が困難等のため、高齢者の孤立化、虐待の潜在化、フレイルや認知症が進行するリスクが高まっている。	・救急情報シート等（病気やけが等緊急時に支援者が対応できるように作成するシート）の活用について周知 ・介護予防についての啓発	・救急情報シート等（病気やけが等緊急時に支援者が対応できるように作成するシート）について、区役所に配架するほか、旭区社会福祉協議会と協働して社協だよりに掲載し、また区内郵便局及び旭区民センター・旭図書館・旭区老人福祉センターに配架を依頼した。 ・自立支援型ケアマネジメント検討会議等を通して区役所として活用できる資源等の情報の共有及び協力・助言した。	・救急情報シート等（病気やけが等緊急時に支援者が対応できるように作成するシート）について、引き続き区役所での配架を行い、利用促進に努める ・自立支援型ケアマネジメント検討会議等を通して区役所として活用できる資源等の情報の共有及び協力・助言を行い、必要に応じて区役所保健活動と連携する。
	1	【認知症に関する課題】 ・認知症が進行してから発見されると、支援拒否や必要な支援に結びつかず、困難事例化し、支援導入までに時間を要する。 ・本人及びその家族も認知症やその他障がい有していると困っている実感がなく、抱えている課題や症状が重度化してから介入となることが多い。 ・近隣トラブルやゴミ屋敷等で問題視される高齢者は、迷惑行為ととられるため住み慣れた環境での生活が困難となる。	①認知症やBPSD（周辺症状）、精神疾患に関する理解を深めるための普及・啓発活動 ②認知症強化型地域包括支援センターや関係機関と協働し、支援者の対応力向上のための取り組み	・高齢者の支援機関として、地域包括支援センターや総合相談窓口（ランチ）の周知を広報誌(9月)に掲載した。 ・区民に対し、映画会等で認知症に対する啓発（9月）、体験型の認知症フェスタ（11月）を開催した。	・地域包括支援センター、ランチ、在宅医療介護連携室と実施した「認知症フェスタ」を継続実施できるよう支援する。 ・認知症の早期発見・早期支援に繋がるよう高齢者支援専門部会を通じて系統的な普及啓発に取り組む。
城 東 区	2	【高齢者虐待に関する課題】 ・認知機能低下に伴い、暴力・暴言を認識していても、世代的に日常として受け入れてしまう傾向があり、発見が遅れが生じる。 ・高齢者虐待に至る家族の背景として、①介護を抱え込む傾向、②自分の介護方法や考え方に固執している、③定職についていないなど経済的に問題を抱えている、④親子のいびつな関係（共依存または確執）が見られる。	高齢者虐待と権利擁護に対する啓発活動および、成年後見制度、あんしんサポートなどの制度利用についての定期的な啓発活動	・広報誌等で高齢者虐待防止と権利擁護についての区民への周知・啓発をした(9月)。 ・高齢者支援専門部会を通じて、高齢者虐待防止連絡会(1月)への参加を呼びかけ、支援者へ事例紹介と対応について実施した。 ・高齢者虐待に関する講演会(8月)を実施した。	・高齢者虐待に関する研修会を定例化し、早期発見にむけて支援者のスキルアップを目指す。 ・高齢者虐待の早期発見・早期支援に繋がるよう高齢者支援専門部会を通じて系統的な普及啓発に取り組む。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の実施内容	
		区単位に取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
城 東 区	3	【介護者に関する課題】 ・同居家族（息子や娘等）が障がいを抱えていると、様々な問題で就労できず親の年金で生計を立てていることが多く、同居家族も支援を必要とするため時間を要する。 ・認知症または病気の発症を機にキーパーソンの不在や、生活を切り盛りしていた親が認知症や重篤な病気などで生活が困窮し、初めて介護者へも支援が必要である状況が顕在化するため、早期介入が難しい。	①高齢者の相談支援機関である地域包括支援センターや総合相談窓口（ランチ）の周知 ②区ホームページや広報誌を活用した、相談機関についての周知活動の継続する	・広報誌等で高齢者虐待防止と権利擁護について区民へ周知・啓発をした。 ・地域ケア会議等、関係機関への出席依頼をし、地域の協力者や関係機関とのネットワークの強化を図った。 ・複合的な課題を抱える世帯への支援を充実させるため、つながる場と共催し研修会を実施した(2月)。	・高齢者の相談窓口について普及啓発を行う。 ・複合的な課題を抱える世帯への支援を充実させるため、高齢者支援専門部会を通じて系統的な普及啓発に取り組む。
	4	支援困難事例に関する課題 ・精神疾患を有する場合、人権的な問題で警察介入ができないと支援に行き詰まることが多い。 ・65歳以上という年齢区分だけで、地域包括支援センターが対応しているが、被害妄想や暴言・暴力等何らかの精神疾患を有している場合、専門的な助言等は区保健福祉センターの精神保健福祉相談の一手となり、専門的治療が必要かどうかの判断や助言、役割分担・解決の方向性を共有できる専門職が不足しているため、システムの構築が必要。	①精神科領域の課題を抱えた高齢者の相談や、対応困難事例について、区保健福祉センターや区医師会、警察署などとの連携や役割分担を検討していく場、または新たなシステムづくりを検討する。	・地域包括支援センター、区役所内の障がい担当、生活困窮担当、生活保護担当、地域活動担当等の部署と連絡調整を行った。	・各所属に対し、支援困難事例の共通認識を持ってもらえるよう、地域ケア会議を積極的に開催し、地域包括支援センターと事前打ち合わせを行う。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
鶴見区	1	【複合的な課題を抱える世帯の支援の課題】 ・高齢者と障がいのある子（孫）の世帯に対し、それぞれの支援機関が関わっているが、支援方針が共有できず、連携した支援ができていないケースがある。	・つながる場等で関係機関で話しあいをして折り合えないことも多く、それぞれの役割理解が進んでいない。機関同士の関係構築のための会議等、定例で集まる機会を作るのも良いのではないか。制度の問題・制度の狭間の問題を考えていく。	・本人、家族を中心に専門職・行政職が地域の多様な人々と協働するため、総合的な相談支援体制の充実事業を周知、活用した。	・個別ケースの地域ケア会議や総合的な相談支援体制の充実事業「つながる場」を有効に活用できる工夫をする。各専門職の役割を明確化し、対象者へのアプローチの方法を検討していく。
	2	・認知症や精神疾患によりひとり暮らしが難しくなっている早期には発見されにくく、関係機関から情報も入りにくい。	ふれあいごみ収集の見守り機能の周知 ・住民情報課に相談し「広報つるみ」で「ふれあいごみ収集」を取り上げ、地域回覧する。 ・環境事業センターに相談し転入される方にお渡しする冊子に「ふれあいごみ収集」の情報を記載する。	・「ふれあいごみ収集」の周知をすすめ、支援が必要な高齢者を把握した場合、中長期視点をもって、関係構築の着実な積み上げや介入のタイミングを逃さないよう、関係機関と連携調整した。	・ひとり暮らしが難しくなっても住み慣れた地域での生活を支えるための仕組みが広がっているが、認知症や精神疾患によりひとり暮らしが難しい状態に陥っている場合は依然として、支援介入は難しい。ひとり暮らしでも安心して生活を維持し、初期段階で相談先につながるができるよう、情報の発信を継続していく。
	3	・認知症、精神疾患等に対する理解	・介護保険制度の周知「認知症とは何か？」を考え、理解を深める啓発をする。	・認知症サポーター養成講座の開催、広報、認知症啓発物品（ICパスケース）の配付等を活用し、啓発を実施した。 ・既存の認知症アプリや認知症ケアパスについて、周知を実施した。	・幅広い世代へ介護や相談機関などの情報を発信する工夫（SNS等の活用）をする。 ・保健福祉センターやこころの健康センターによる精神保健に関する相談窓口の周知を継続する。
	4	・社会資源の不足	・既存の社会資源を地域包括支援センターと連携して周知活動を発信していく。	・地域包括支援センターや生活支援コーディネーターが中心となり、新たな社会資源や再開した社会資源を確認し、周知を実施した。	社会資源などの情報発信ツール、仕組みづくりを関係機関同士で検討する。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の実践内容	
		区単位に取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
阿 倍 野 区	1	地域で孤立している高齢者がいる	・包括・ランチの周知活動はじめ、事業について協力・後方支援	地域福祉ミーティングを開催し、高齢の領域で活動している機関・地域団体の意見交換を行い、課題の共有を図った。 民生委員協議会や老人クラブ連合会の大きな集会の場で地域包括支援センターと区役所が一緒に取り組みの周知をした。	・地域福祉ミーティングでも明らかになったが、高齢者の安心・安全な暮らしを支えるのは、包括などの専門職の支援と、気かけあう近隣住民のつながりであることを踏まえ、日々の住民同士の何気ない暮らしの営みそのものが、高齢者のセーフティネットであることの理解を広める。 ・ビジネスケア、認知症の人の介護家族など、それぞれの置かれた状況に合わせた集まる場を運営する。 ・体制整備事業とは密に連携し、上記を踏まえた上で現場をエンパワメントしつつ、住民の交流の場の保全と開拓を行う。
	2	・精神症状のある高齢者・家族への対応が増えている	・「高齢者の認知症と精神症状について」講演会の開催 ・包括・ランチの取り組みに対する協力と後方支援	・精神疾患の疑いや、虐待の状況がある家庭について、包括ランチ連絡会議で事例の共有を行った。また、地域ケア会議では文献を活用し、住民や支援者のスキルアップを後方支援した。 ・虐待の影響と援助関係の構築の関係についての講演会を行った。 ・認知症とうつの関連について、専門医による区民向けの講演会を行った。 ・小地域ケア会議に障がい者基幹相談センターが参加するようになった。	・支援困難事例への対応についての知識や経験を包括間で共有できる場を構築する。 ・区役所の各担当、区内の関係機関と知識と経験を共有できるように地域ケア会議を効果的に活用する。 ・介護支援専門員を孤立させないように、支援困難に陥るまえに後方支援を強化する。
	3	・対応するケースの複雑化・多様化	・研修会の講師を担うなど介護保険事業所研修についての協力・後方支援	・居宅介護支援事業所連絡会で高齢者虐待についての講習を行った。	・対応した経験の蓄積と共有を図る。 ・多くの関係機関が支援に入る状況を繰り返し経験して練習する。 ・疲弊する支援者（専門職）を孤立させないように、支援者にも伴走する。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の実施内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
住之江区	1	・認知症理解の周知不足 ・認知症になっても住みやすい地域 になっていない。	・認知症サポーター養成講座の 修了者のチームオレンジへつな ぎ、具体的な活動ができるよう に支援。 ・認知症ケアパス、店舗型認知 症ガイドの周知・普及の継続。 ・中高生への認知症サポーター 養成講座の普及。修了者がサ ポーターとして活動できるよう育 てるシステムづくり。	・認知症をテーマに区民啓発講座を開催し、チー ムオレンジやオレンジサポーターの活動紹介 ・「すみのえ安心カード」の窓口配布 ・包括パンフを窓口で説明・配布	・包括パンフを窓口で説明し配布 ・「すみのえ安心カード」の窓口配布
	2	・高齢者が孤立しやすい環境。UR や市営住宅が行き場のない人の受 け皿となっている。 ・疾患やADLの低下により、地域と の関わりが希薄になっている。	・転居や行政手続きの際に、 様々な相談窓口の案内。 ・銀行や店舗の無人化、ICT 等の発展についていけない高齢 者がICTについて学べる場づく り。	転居や行政手続きの際に、様々な相談窓口の 案内。 区役所内他部署担当した、地域でのスマホ教室 の開催し、広報誌で周知あり。	引き続き、転入時等に相談窓口の 案内を行う。 包括・ランチの後方支援。
	3	・介護度が低いと、保険サービスだ けでは自立支援に向けた取り組み が難しい。 ・買い物できる場所や地域活動の 場まで遠い地域に居住している高 齢者の移動や参加支援	・生活支援体制整備事業第 1層協議体や地域関係者、 企業等と連携した社会資源の 拡充に向けた取り組み（介護 保険では対応できないニーズに 対し、地域住民が支援している 部分もあるが、企業等の協力 の可能性も含め、区圏域での 検討・取り組みも効果的と考えるため）	R4.12月に開催した、「ボランティアフェスタ」で、 募ったボランティア活動希望者を各包括圏域での 活動に、包括が地域の活動につなげていった。区 は後方支援。	引き続き包括・ランチの後方支援 を行う。
	4	・コロナ禍での地域活動の中止によ る・交流や活動の場の減少と、栄 養に関する課題の増加 ・体調にあわせた運動や食事内容 のアセスメントの必要性	・区役所管理栄養士による栄 養指導が受けられる体制づく り。 ・管理栄養士・歯科衛生士に よる食事、栄養、口腔衛生等 について、専門職・区民に対 し、研修会の開催	低栄養等により、個別栄養指導が必要な場合 に、区役所管理栄養士への相談体制の整理を 行い、包括等関係機関に周知	研修会等に関しては、今後も検討 継続する。
	5	・地域に精神科やカウンセリングの 場がなく、重度化してから介入と なり、支援が複雑となる。 ・親（高齢者）子（精神疾患を 持つ）世帯において、キーパーソン となる子への必要な医療等、支援 につなげることが困難。	・オンラインでカウンセリングが受 けられる体制づくり ・行政を含めた専門職で、振り 返りの事例検討会を実施する ことで、専門職の支援の視野が 広がり、専門職同士の横のつな がりもできることが期待される。 ・障がい者も高齢化している。 支援者が障がい特性を知ったう えで支援を行うことができるよ う、病気についての研修や障が い福祉サービスについての研修 会の実施してはどうか。 ・つながる場の会議開催を、可 能な限り相談日に近い日程で 調整してほしい。専門職からの 助言は支援にあたり、大いに参 考になるため。	認知症ネットワーク会議での多職種連携研修会 で、事例検討会を実施し、多職種の役割や抱え ている課題の共有等を行った。 ・自立支援協議会（精神ネットワーク部会）の 研修として、基幹相談支援センターと協働し、障 がい者虐待について講演を行う。	今後も事例検討を行える機会を検 討していく。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の実施内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
住之江区	6	・権利擁護の周知、「適切な支援」についての考え方や支援方針の統一 認知症高齢者の意思決定支援が不十分	・権利擁護についての研修会や事例検討会（支援者間で制度活用必要性や「適切な支援」についての考え方の違いが生じる場合があるため、区内の支援者間で共通理解を高める機会を設ける）	後見人市長申し立て相談時や包括・ランチ連絡会議で、市長申し立ての状況等を周知し、本人申し立ても含めて支援の必要性を共有した。	包括・ランチの後方支援、後見人市長申し立て相談の実施
	7	・地域の支援者の高齢化と見守り活動等の担い手不足	・生活支援体制整備事業の第1層協議体や地域関係者との連携により、地域活動の担い手の発掘につなげる。	R4.12月に開催した、「ボランティアフェスタ」で、募ったボランティア活動希望者を各包括圏域での活動に、包括が地域の活動につなげていった。区は後方支援。	引き続き包括・ランチと協働し、新たなボランティアを各包括圏域での活動につなげていく。
	8	・アルコール使用障がいを抱えた高齢者に対し、地域内に相談できる場所がなく、支援につながりにくい	・市内12区で開催の「酒害教室」の案内	区運営協議会でチラシを配付し周知	包括・ランチの後方支援
	9	・サービス利用を卒業した高齢者のその後の活動量の確認する視点が必要	・介護支援専門員に対し、ICFの観点をもつための研修会や事例検討会の開催	今年度は取り組みできず。	課題の再検討を行う。
住吉区	1	【認知症・介護予防関連】 ・人生をどう送りたいのかを考える機会が必要である。 ・認知症に関連した住民トラブルで発覚することが多い。	・包括の後方支援 ・区役所内での包括に関連する資料の配架 ・窓口での包括への相談の促し。 ・広報等を活用した包括周知。	・区内の地域包括支援センターと認知症強化型地域包括支援センターが中心となり、区民啓発活動を行った。 ・区役所窓口で常時オレンジチーム、人生会議、地域包括支援センターの周知ビラを配架し区民に周知した。 ・区役所窓口での相談者に対し、地域包括支援センターやオレンジチームの案内を行い、相談の引継ぎを行った。	・在宅医療・介護連携支援コーディネーターと連携し主治医を持つ必要性について啓発する。 ・認知症強化型地域包括支援センターが中心となった啓発活動を継続する。 ・広報、区役所窓口を利用した周知活動を継続する。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度の実施内容	
		区単位に取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
住 吉 区	2	【予防的支援体制の構築・関係機関連携関連】 ・認知症、障がい者、精神疾患に対する理解不足により地域で孤立しているケースがあり、地域の中で社会的孤立を防ぐネットワーク構築が必要である。 ・複合的な課題を抱える家族が多く、支援者の役割分担を明確にし、支援経過の共有を密にする必要がある。 ・未婚の子との同居ケースは子に何らかの障がいを抱えているケースも多く、養護者支援が長期化する傾向がみられるため、関係機関の連携共有が重要である。 ・要支援家庭でも共依存傾向でスムーズに支援が進まないことが多く、障がいのある家族への支援が困難になる。 ・支援の受け入れが難しくなって初めて相談受付をするケースがある。深刻化してからの介入は難しいため、課題が深刻化する前からのつながりが重要である。 ・地域ケア会議への地域住民の参加が減少している。	・包括の後方支援を行う。 ・包括連絡会等を活用し積極的に情報共有を行う。 ・区役所内の他部署との連携を支援する。 ・障がいに関する事業所や担当者との連携を支援する。 ・関係機関との顔の見える関係づくりができる場を設定したり提案する。	・地域ケア会議の開催を提案し、関係機関連携のきっかけづくりを行った。 ・相談来所者のニーズに合わせて、包括やオレンジチームについて説明しケースの引継ぎを行った。 ・包括連絡会に毎回出席し、情報の共有、収集、提供を積極的に行った。 ・区役所内の担当窓口への声かけや協働を行った。 ・医介連携室の開催するケアカフェに積極的に参加し、関係機関とのつながりを強化した。	・複合課題の対応や支援策を講じるにあたり、区役所における多部門（生活支援課、保健福祉課（地域福祉、健康相談、生活環境等）、他）との連携を強化する。 ・現在のとりくみを継続する。
	3	【金銭管理・権利擁護関連】 ・不適切な金銭管理の結果成年後見制度を必要とする高齢者が増加し、本人申立てするケースも増えている。 ・金銭管理の支援がつくまでの間に支える仕組みがない。 ・包括における成年後見制度に関する知識、支援スキルを底上げする必要がある。 ・成年後見制度導入については速やかな判断と後見人との連携が重要である。 ・診断書入手がスムーズにいかないことがある。 ・地域住民への権利擁護制度の啓発が必要である。	・包括の後方支援を行う。 ・地域ケア会議等における合意形成を行う。 ・成年後見申し立てにかかる診断書作成について在宅医療・介護連携支援コーディネーターと連携し、ニーズの高まりを啓発する。	・広報で年2回、権利擁護に関する周知を行った。 ・生活保護担当部署と積極的に連携し、適切な金銭管理について検討を行った。 ・虐待予防の観点で専門職向けの研修会を行った。	・広報での周知を引き続き行う。 ・地域ケア会議には積極的に出席し、成年後見制度の活用や市長申し立てについて検討する。
	4	【コロナウイルス関連】 ・新型コロナウイルス感染拡大の波を受け支援事業所が機能しない事態に陥った。	・包括の後方支援を行う。 ・感染症対応に関する情報を提供する。	・包括連絡会に地域活動担当の保健師が定例出席することで、情報をタイムリーに説明できた。	・これまでの取り組みを継続し、感染症に限らず幅広い情報を保健師より提供してもらう。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
東住吉区	1	【セルフネグレクト状態の高齢者への支援対策】 ・単身、判断能力低下、金銭管理の問題、住環境の悪化等生活課題に、経済的困窮や支援拒否があることで問題が複雑化しているケースが増えて来ている。 ・複合する生活課題に対して、どの分野の関係機関と連携し、支援内容や順序、分担を検討し、誰の責任において決定し実行するか、包括単体では判断しがたいケースの増加が課題である ・生命、身体の危機的な状態になるまで長期の見守り支援しか行えず、マンパワーも不足し、支援者のバーンアウトつながる状況を招いている。組織横断的な連携と、スーパーバイズが必要。	・セルフネグレクトの対応が困難なケースについては、個別地域ケア会議にて、区内4包括が連携し関係機関と協議する ・セルフネグレクトの対応後のケースについては、振り返りのケア会議を開催し包括職員や関係機関間の経験共有や対応力向上を目指す。	対応が困難なセルフネグレクト事例はなかったが、該当する事例があれば、区内4包括、関係機関と連携し、支援方針について検討できる体制を整えた。 昨年度に対応したセルフネグレクトケースについて、各機関（区、各包括、各ブランチ、オレンジチーム、見守り相談室）で振り返りの事例検証会議を実施した。昨年度セルフネグレクトの研修会で学んだチェックシートを用いることで各機関の支援者が対象者の生活状況等を職種や支援の経験を問わず、共通理解をすることができた。	・支援拒否等対応困難事例の状況を確認するためにセルフネグレクトのチェックシート・アセスメントシートを活用し判断等含め支援に活かす。 ・セルフネグレクト対応困難なケースについては、個別地域ケア会議にて、区内4包括が連携し支援方針について検討を行う。 ・振り返りの事例検証会議を実施し、今後の支援に活かしていく。 ・関係機関で情報を共有し連携を行い支援者のバーンアウトを防ぐ。
	2	【フレイル予防対策】 高齢者への自立支援の共通課題は①高齢期の喪失感・孤立感②身体機能低下による活動範囲の狭小化、③地域や社会との繋がり希薄化、④本人や家族への情報の不足がある。 ・困ったことを専門職に助けてもらうのではなく、高齢者自身が予定表や計画書を作り、取り組めるような地域に向けた啓発が必要である。 ・コロナ禍で本人が外出を控えた結果フレイルが進行している。高齢者だけでなく、家族(若い世代)にもフレイル予防の3本柱のひとつである社会参加の重要性について、啓発する必要がある。 ・セルフケアの重要性を具体的に発信し、フレイル予防に通じるセルフケアをより具体的とする必要がある。 ・リハビリテーション専門職と包括・ケアマネジャーが自宅での日常生活動作の確認を行い、多職種連携で介護予防ケアマネジメントを行う仕組みが求められる。	・リハビリテーション連絡会等関係機関の協力のもと、区役所及び区内包括で統一の内容を周知していく。また区役所の健康づくり担当の保健師等と連携し、介護保険を未申請の高齢者にも周知を行う。	区内リハビリテーション連絡会の協力を得て、介護支援専門員を対象とした研修会を開催した。研修会では、フレイルの理解、セルフケアの重要性について講義を行い、介護予防をイメージしながらプランを立てるにはどうしたらいいのかをテーマにグループワークを行った。 参加者からはフレイル予防の必要性について理解が深まったとの意見があり、また、グループワークでは理学療法士や包括職員がファシリテーターとなり、具体的にアセスメントやケアプラン作成などを行ったことで、大変参考になったとの感想があった。 また、高齢福祉担当と健康づくり担当において、ハイリスク高齢者に対する連携方法を検討した。百歳体操をはじめとした介護予防事業等との連携について取組みを進めている。	・高齢者の社会参加と自立支援を促すため、ケアマネジャーや介護保険サービス事業所に対し、フレイルの理解とセルフケア実施の重要性について、自立支援型ケアマネジメント検討会議や研修会等を通じて促進するとともに、高齢者にも周知・啓発していく。 ・健康づくり担当と包括が、ハイリスク高齢者の情報共有を行い、連携していくことで、介護予防事業等につなげていく。
東住吉区	3	【認知症の理解】 ・認知症の発症や進行により、家族にかかる介護負担の増加が見られる。適切な介護サービスの導入により家族の介護負担の軽減を図る必要がある。 ・認知症に対する理解が不足し、虐待に繋がる可能性がある。養護者に対し、認知症の理解を促進することで虐待の防止に繋げていく必要がある。 ・単なる物忘れや認知症の違いなど、認知症の正しい理解や対応の仕方など、理解の促進が必要である。 ・区内に認知症家族の集いの場がないため、同じ経験を持つ同士で話し合い、一人で抱え込まないで心身を癒す場の支援が必要。	・認知症の人を介護する家族向けの教室や集いを開催する。 ・住民向けに認知症の理解促進のための講演会等を開催する。	「認知症の方を介護するご家族応援サポート教室」を4包括合同で企画し、10月、12月、2月の3回コースで開催した。 内容は認知症についてのミニ講座と交流会という形式で開催し、ご家族の気持ちをゆっくり聞く時間を設け、同じ経験を持つ家族が語り合うことで介護を1人で抱え込まず、介護者自身が癒される場を提供した。 また、9月の高齢者福祉月間に合わせて、広報東住吉「なでしこ」で認知症の相談窓口の周知を行った。 区民に対して認知症の正しい理解を普及啓発するため、認知症区民フォーラムを開催した。	・認知症の理解促進のために、既存の認知症アプリや認知症ケアパスについて、区内包括で方向性を統一し、高齢者家族・支援者へ周知する。 ・認知症の人を介護する家族向けの教室を継続的に実施し、介護者の不安とストレスの軽減を図る ・住民に向けて認知症に関する講演会の開催や広報活動を行い、認知症の正しい知識・理解の普及啓発を行っていく。

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
平 野 区	1	【認知症への理解不足】 ・認知症への理解不足から、認知症の症状やフレイルが進行した状態で相談に至るため対応や介入が困難となる。 ・病識がないため本人が関わりを拒否し、身内もおらず関わりが難しいが、周囲の理解不足から早急な改善を求められる。	・認知症高齢者等支援の為の研修会、周知活動、事例検討会等への参画 ・区認知症予防推進事業「いきいき脳活」の実施 ・相談窓口の積極的広報	・平野区認知症高齢者等支援ネットワーク「るるんネット」において、区民向け・専門職向け研修会を行った。 ・区認知症予防推進事業「いきいき脳活」において、検討会参加者と共に地域住民に対する認知症予防の周知啓発を行った。 ・「広報ひらの」や区作成媒体の活用により地域住民への相談機関の周知啓発を行った。	・各機関が連携して課題に取り組むことができるよう「るるんネット」活動等を通じたネットワーク構築を継続し、認知症高齢者等支援の為の研修会、周知活動、事例検討会等への参画する。 ・区認知症予防推進事業における認知症予防の取り組みを継続する。 ・広報や区作成活用媒体等の活用により啓発を継続する。 ・認知症地域支援推進員と共にちーむオレンジサポーターの普及する。
	2	【複合的な課題を抱える世帯の支援困難さ】 ・家族が精神疾患やひきこもりのため介入が必要なケースや、未就労・中途退職等のため子が親の年金に依存している等の問題が複雑化している。 ・病識の不足から医療受診を拒否し、発見までに時間を要する。 ・家族支援を行う専門職の認識、力量不足。	・総合的な相談支援体制の充実事業（つながる場）の活用促進や「専門相談（区事業）」を通じた支援者のスキルアップ ・地域や各支援関係機関との連携を図るための体制づくり	・つながる場を活用し、複合課題を抱える世帯の支援に向けて、関係機関の連携促進の取り組みを行った。 ・区内精神科医による専門的助言のもと、事例検討を定期的実施し、地域包括支援センター・ランチ職員の精神科領域の対応力向上に取り組んだ。 ・障がい者高齢者虐待防止連絡会議において、ヤングケアラー支援に関する研修を行い、支援者間の課題共有に取り組んだ。	・複合課題を抱える世帯への対応力向上のため、事例検討や研修会を通じて、支援機関のスキルアップや課題共有が図れるよう、連携調整や後方支援を行う。 ・複合課題に多職種・他機関が連携し取り組むために、総合的な相談支援体制の充実事業「つながる場」の活用にかかる支援を行う。
	3	【金銭管理・権利擁護】 ・認知症等の影響から判断能力の低下により家賃未払や借金、近隣トラブルなど生活に支障をきたしているが助言を受け入れないケースや、病識・認識不足からあんしんさぼーと等を拒否するため支援が難渋する。 ・金銭管理制度を利用するまでに時間がかかる。	・成年後見制度利用促進 ・金融機関等関係機関との連携支援	・成年後見制度の利用促進を行った。 ・金融機関と連携を図り、認知症など支援が必要なケースの把握と情報共有を行った。 ・生活困窮者自立支援担当と連携・調整を行った。	・金銭管理サポートや金融機関との連携について、地域や関係機関への啓発活動の支援を行う。 ・成年後見制度利用促進
	4	【建て替え転居や長引くコロナ禍による孤立化】 ・市営住宅の建て替え転居に伴う近隣との関係の希薄化による地域の見守り機能の低下や、長引くコロナ禍のため既存の通いの場の開催ができておらずひとり暮らしや高齢者夫婦世帯で孤立化し、認知症の発見の遅れやフレイルのリスクが上昇している。 ・通いの場の再開にあたり場所の確保の困難さや担い手の不足など新たな課題がある。	・関係機関との調整や連携支援 ・相談窓口の周知	・介護支援専門員に向け地域包括支援センターがフレイルや栄養研修を実施する後方支援を行った。 ・生活支援体制整備事業第1層協議体や地域関係者、企業等と連携した社会資源の拡充に向けた取り組みに向け情報共有を行った。	・関係機関との調整や連携支援を行う。 ・相談窓口の周知

区	No.	令和4年度第4回区運営協議会 地域ケア会議から見えてきた課題のまとめ		令和5年度 of 取り組み内容	
		区単位で取り組むべき 課題	取り組むべき 方向性	区で取り組んだ具体的内容	今後、区で取り組む 具体的内容（案）
西 成 区	1	【ひとり暮らし高齢者への支援】 ・地域との関わりや介入や支援の拒否により、孤立や生活環境の悪化 ・医療の繋がりがなく、重篤な状態になっている（セルフネグレクト） ・金銭管理や権利擁護の支援 ・第三者による不適切な関わり	○早い段階での相談や予防的な支援につながるよう、様々な機会を通じて相談窓口の周知を行うとともに、関係機関のネットワーク構築に努める。 ・介護保険関係者と生活保護ケースワーカーとの顔の見える関係づくり ・「西成つながり名簿」を活用した各地区の見守り活動の後方支援 ○成年後見制度の周知と市長申し立て制度の活用	・生活保護ケースワーカーと各圏域包括との顔の見える関係づくり（勉強会）を実施。 ・包括連絡会にて定期的に地域包括ケアシステムにかかわる4事業についての情報共有や意見交換を実施（月1回） ・生活支援体制整備事業第2層協議体にて、包括圏域ごとに地域関係者やスーパーバイザーが集まり各地域の現状や課題、取り組みなどについて協議を実施。 ・在宅医療・介護連携推進会議を通じて、ACPに関する多職種研修を実施。 ・市長申し立てが必要なケースについて、本人と面接後、緊急性を確認し制度につなげた。（令和5年度 選任件数14件/年度末予定7件）	・ケアマネジャーと生活保護ケースワーカーとの勉強会を行う。 ・包括連絡会を継続し、その中で地域課題を共有し検討していく場として継続していく。 ・高齢者の利益や生活の質の向上のための財産利用・身上保護に資する支援のため、地域ケア会議等で成年後見制度利用を促す。まずは、本人申し立てができるうちに制度を薦め、本人の権利を擁護できるように支援する。
	2	【認知症高齢者への支援】 ・未受診 ・受診や支援の拒否 ・道迷いを繰り返す ・身体疾患との併発や精神疾患との鑑別が必要な対応困難事例 ・不衛生な環境 ・金銭管理に由来する各種滞納 ・金銭管理や権利擁護の支援	○認知症強化型包括を中心とした、地域の認知症対応力を目指した取り組みを推進し、早い段階での医療や関係機関との協力・連携を図る。 ・『ほっと！ネット西成』の活動 ・認知症サポーター、オレンジサポーターのさらなる養成とオレンジパートナー企業の登録促進 ・認知症ケアパスを活用した早期発見の取り組み ・精神保健担当と顔の見える関係づくり（ネットワーク構築を目的とした場の開催） ○在宅医療・介護連携推進会議を通じた多職種連携の取り組み推進	・認知症の啓発の入り口として、区民に楽しんでもらうイベントとして、地域医療に取り組んでいる医師による講演会とボッチャ・百歳体操・eスポーツ等の体験コーナーのイベント「ほっと！ネット西成ひろば」の開催。 ・オレンジサポーター地域活動促進事業において、ちーむオレンジサポーター登録に向けて、地域活動団体へ勧奨。 ・障がい者自立生活支援調整協議会の精神保健福祉連携部会において、精神保健担当や障がい者支援機関と事例の共有や研修会の開催。	・ちーむオレンジサポーターの登録促進に向けて周知活動を継続していく。 ・区民向けとして、認知症を知ってもらうきっかけとして、イベントの開催を行う。
	3	【複合する課題を抱えた世帯への支援】 ・生活困窮（ライフラインの維持・確保） ・ごみ屋敷 ・高齢者や家族に精神疾患等の障がいがあることによる介入困難 ・同居の子への自立支援（8050問題を抱える世帯等） ・第3者の介入による支援困難 ・キーパーソンがいない ・虐待	「つながる場」のさらなる周知と、地域での住民主体の「かけはし」の構築と定着により充実を図る	・精神疾患が起因する相談ケースが増えており、多職種が集まる会議に「つながる場」としても参加。実際に体験した事例を検討し、より良いかわり方や、対応力の向上を通して、支援者の連携やスキルアップにつなげ、複合する課題を抱えた世帯へのスムーズな介入ができるよう気づきを促した。 ・地域活動の「気にかける」から課題を抱える人を早期に発見するという観点から「気づく」「相談する」につなぐ「かけはし」について区社協担当と共に地域の集会や会議の場に参加し、広報・周知活動を行った。	・引き続き、多職種との連携と、「つながる場」に自治会や民生委員、家主にかかわっていただくことで、地域の把握と課題を抱える人を気にかけてもらい、困った時に専門職へつないでもらえるように気付きを促す。

「地域ケア会議から見てきた課題（市域）」の政策形成に係るサイクル（令和5年度版）

